

## 宗像市就学指導委員会 委員名簿（案）

資料2

任期：平成21年6月1日～平成22年5月31日

区分	氏名	備考
知識経験を有する者	太田 富雄	福岡教育大学
	一木 貞徳	宗像医師会
	樋口 貴文	学校医師会
	乾 弘幸	福岡県立北筑前養護学校
宗像市立学校の校長の代表	田中 雅子	日の里中学校
	坂田 紳一	自由ヶ丘小学校
	塩川 亨	玄海小学校
	釜瀬 計	日の里西小学校
宗像市立学校の特別支援学級担当教諭の代表	正路 澄代	日の里東小学校
	真武 邦代	日の里中学校
指導主事	江崎 美那子	教育政策課
その他教育委員会が必要と認める者	衣笠 明子	自由ヶ丘小学校通級指導教室
	吉富 一九子	中央中学校通級指導教室
	大森 静佳	健康福祉部発達支援センター
	新塘 元哉	宗像市障害児通園施設のぞみ園
	白磯 祐馬	学校教育課

## ○宗像市就学指導委員会規則

平成17年3月25日  
教育委員会規則第4号

## (趣旨)

第1条 この規則は、宗像市附属機関設置条例(平成15年宗像市条例第21号)により設置された宗像市就学指導委員会(以下「委員会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第2条 委員会は、17人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから宗像市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 宗像市立学校の校長の代表
- (3) 宗像市立学校の特別支援学級担当教諭の代表
- (4) 指導主事
- (5) その他教育委員会が必要と認める者  
(平18教委規則3・平19教委規則3・一部改正)

## (任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が不在の場合は、教育長が委員会を招集できるものとする。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の

決するところによる。

(出席の要求)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、市の職員その他必要と認める者に対し、委員会の会議への出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(平19教委規則6・一部改正)

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日教委規則第3号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月20日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成19年12月26日教委規則第6号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。